

令和4年12月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 令和4年12月16日（金） 開会 午前10時
閉会 午前11時26分

場 所 第9委員会室

出席委員 飯塚俊彦委員長

安藤友貴副委員長

渡辺大委員、高木功介委員、武内政文委員、高橋政雄委員、

宮崎栄治郎委員、醍醐清委員、町田皇介委員、中川浩委員、

浅野日義英委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

北田健夫県土整備部長、磯田忠夫県土整備部副部長、

山科昭宏県土整備部副部長、水草浩一参事兼河川砂防課長、

武澤安彦県土整備政策課長、飯塚雅彦県土整備政策課政策幹、

高橋厚夫建設管理課長、赤沼知真用地課長、根岸幸司道路街路課長、

相原秀行道路環境課長、長谷部進一河川環境課長

草野忠幸収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

村田暁俊都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、

関根昌己都市整備部副部長、浪江治都市整備政策課長、

小島茂都市計画課長、小島孝文市街地整備課長、

石川修産業基盤対策幹、鈴木水弘公園スタジアム課長、

山田暁子建築安全課長、中村克住宅課長、

松井直行営繕課長、大澤春樹設備課長

今成貞昭下水道事業管理者、伊田恒弘下水道局長、

岸田秀参事兼下水道事業課長、檜山志のぶ下水道管理課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第138号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)のうち県土整備部関係、都市整備部及び下水道局関係	原案可決
第145号	令和4年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第155号	指定管理者の指定について(秋ヶ瀬公園)	原案可決
第156号	指定管理者の指定について(森林公園緑道)	原案可決

第157号	指定管理者の指定について（久喜菖蒲公園）	原案可決
第158号	指定管理者の指定について（所沢航空記念公園）	原案可決
第159号	指定管理者の指定について（しらこぼと公園、川越公園及び加須はなさき公園）	原案可決
第160号	指定管理者の指定について（秩父公園）	原案可決
第161号	指定管理者の指定について（さきたま緑道及び花の里緑道）	原案可決
第162号	指定管理者の指定について（みさと公園及び吉川公園）	原案可決
第163号	指定管理者の指定について（彩の森入間公園）	原案可決
第166号	埼玉県道路公社の皆野寄居有料道路及び三郷流山橋有料道路の料金の一部の変更の同意について	原案可決
第167号	山梨県道路公社の雁坂トンネル有料道路の料金の一部の変更の同意について	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

渡辺委員

- 1 道路安全施設費が約1.9億円と最も多くを占めているが、当初予算の光熱費は幾らで、何パーセント増となるのか。
- 2 道路安全施設費の補正額はどのように算定したのか。

道路環境課長

- 1 光熱費の当初予算は、4億450万円であり、約48パーセントの増である。
- 2 道路安全施設費における補正額の算定であるが、内訳は、原油・エネルギー価格高騰に伴う県管理道路上の道路照明灯と国道140号のループ橋である雷電廿六木橋の融雪設備にかかる電気料金の増額補正である。雷電廿六木橋は、秩父市大滝地内にある橋りょうで勾配が急であることから、路面凍結防止や融雪のため、路面下に電熱線を敷設しており、冬季には電気を使う融雪設備を稼働させている。補正額1億9,288万5千円のうち、道路照明灯の補正額は1億5,961万3千円で、雷電廿六木橋の融雪設備の補正額は3,327万2千円である。補正額の算定方法は、道路照明灯と融雪設備で異なる。道路照明灯は、今年度前半の実績額が昨年度の約1.4倍であったため、今後同様に1.4倍になると見込んで算定した。融雪設備は、高圧の電気設備のため、例年、入札によって電気供給事業者を決定していたが、今年度は応札者がなく、契約が成立しなかった。このような場合、電気事業法に基づき、東京電力パワーグリッドとの最終保障供給契約に切り替える必要がある。最終保障供給の料金には電力市場価格が反映される。電力市場価格は今年度前半の平均が昨年度の3倍となっていることから、最終保障供給契約に切替え以降は昨年度の実績額の3倍と見込んで算定している。どちらの算定方法も全庁的に統一されているものである。

渡辺委員

最終保障供給で東京電力パワーグリッドがカバーしてくれている。民間では電力供給を拒むケースもあると聞くが問題ないのか。

道路環境課長

既に11月に契約し、融雪設備は稼働できており問題ない。

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

高木委員

- 1 指定管理者の指定について、5年前と同じ選定委員もいるが、選定委員はどのような基準で選ばれているのか。どの公園も同じ委員が選定されているが、地域の代表の人は選定しないのか。
- 2 5年前の計画は実行されているのか。例えば、森林公園緑道のトイレの洋式化や照明のLED化、秩父公園のイチヨウ並木のライトアップなどは実行されているのか。

公園スタジアム課長

- 1 選定委員は要綱の定めに基づいて決めている。外部の有識者として、都市公園や都市

緑地に専門的知識を有する方、法人の経営状況診断に関する専門的知識を有する方、防災に関する専門的知識を有する方などの基準で選定している。基準に基づいて公園を専門とする大学の准教授、都市緑地に関する公益法人の方、商工団体の方、公認会計士の方などに協力を頂いている。委員には長い人もいるが、都市公園に関して深い知識を有し、埼玉県のパークを熟知している。中長期的な視点から引き続き委員をお願いしている。一方で委員の中には2、3年で交代している人もおり、全ての人に長期間お願いしているというわけではない。また、選定委員会は県全体の公園を評価するという観点から、地域代表の人は委員とはしていない。しかし、外部委員は埼玉県に在住している人や、埼玉県に勤務している人を中心に選定しており、本県の事情を理解している人が委員となっている。また、もちろん公園運営に関して他県の公園に知見のある方々が委員となっている。

- 2 実績の評価について、モニタリングを通じて県職員が公園に出向き、事業計画の状況を指定管理者からヒアリングし把握している。また、公募要項の審査項目に、公立公園又は類似の施設の円滑な管理・運営の実績があるかという項目があり、審査・評価している。個別の公園の事例であるが、森林公園緑道のトイレの洋式化や照明のLED化は、規模の大きい工事となったため、指定管理者と協議を行い、県の発注工事として実施した。また、秩父公園のイチョウ並木のライトアップは、平成30年度より実施していたが、観覧者が減少傾向にあることや昨今の電気料金の高騰により今年度は実施しなかった。

高木委員

例えば、都市計画審議会では委員の方は3期までなどという区切りがある。委員について実績のある方であることは承知しているが、任期の定めはあるのか。

公園スタジアム課長

特に、要綱で任期について定めていない。毎年、部内で検討し、適宜入替えをしている。入替えを行う際は、多数の委員の入替えが重ならないような形で行っていきたく考えている。

町田委員

- 1 指定管理者の指定について、公開公募した9件のうち、事業者が複数応募したのは1件である。競争性の確保が必要ではないか。
- 2 複数の公園を一括公募するメリットはあると思うが、一方で一括にすることによって新規参入を阻むデメリットもあると思う。一括公募の考え方について伺う。

公園スタジアム課長

- 1 指定管理者の募集に当たっては公募前から、過去に応募のあった公益団体、NPO団体、民間事業者に対して、応募する公園の特徴、利活用の検討の参考となる情報を提供している。あわせて、一般社団法人指定管理者協会という全国規模の組織に公募情報を提供し、情報発信をお願いしている。オンラインを活用した公募情報に関する説明会や、過去に応募のあった事業者へ個別説明、県ホームページによる情報発信も行っている。今後も競争性が発揮できるように努力していきたい。
- 2 しらこぼと公園・川越公園・加須はなさき公園は、プールのある公園である。プールの水面監視について高い安全基準を統一的に保つため、また、効率的な管理運営を行う

ため、一括で公募の上管理している。みさと公園・吉川公園、さきたま緑道・花の里緑道は、規模が大きくなり、近接しているため、効率性を考慮し一括で公募している。一括公募は新規参入機会が減少するというデメリットもあることから、安全性や効率性を重視しながらも一括は最小限となるようにしている。

渡辺委員

- 1 指定管理者の指定について、事業計画で新たな取組はあるのか。
- 2 事業計画について、利用者の利便性や費用対効果など、ビジネス視点で助言することのできる委員は選定しているのか。
- 3 流域下水道事業会計について、補正予算額の積算根拠はどのようになっているのか。
- 4 電気料の単価は毎月変動しているが、流域下水道事業会計は、今回の補正額で十分なのか。

公園スタジアム課長

- 1 指定管理者制度の目的として利用者サービスの向上があるが、今回の候補者も民間のノウハウを生かしてサービス向上に取り組んでいる。例えば、秋ヶ瀬公園では、利用者の多いバーベキュー施設の数を増やして、利用者ニーズに応える取組、あるいは、ターゲットバードゴルフやペタンクなどのニュースポーツを推奨・応援する取組があった。また、秩父公園では、公園インストラクターと連携したイベントによる希少生物や里山環境に関する教育、お米に関する食育を公園の中で行うなどの取組がある。今後も引き続き、自主事業など積極的な提案を促し、住民サービスの向上を図っていきたい。
- 2 法人の経営状況診断に関する専門的な知識を有している公認会計士に依頼している。収支や経済性についてビジネスの専門的な立場で助言をいただいている。商工会議所連合会の方も委員に入っており、専門的な目線で審査していただいている。

下水道管理課長

- 3 今回補正する委託料の増額の内訳は、電気料・薬品費・燃料費であるが、このうち電気料と燃料費については、一般会計などと同じ全庁で統一された計算方法を用いている。電気料については、令和4年4月から9月分までは実際に支払った額を計上し、令和4年10月から3月までは、令和3年度同期の実績額の3倍の額を計上している。これは、令和4年度4月から9月までの年度前半の電力市場価格の平均が前年度同期と比較して約3倍であったことから、10月以降の下半期についても同様に、前年度比で3倍程度になると想定し積算したものである。また、ガソリンや軽油などの燃料費については、令和4年度中の最大単価を使用して算出している。具体的には、ガソリンは1リットル当たり税込171円、軽油は税込149円の全庁での統一単価を使用して積算している。薬品費については、下水処理特有のものが多いため、全庁的に統一された単価はないが、燃料費と同様、令和4年度中の最大単価で積算している。
- 4 想定外の事態が起こらない限り、今回の補正額で賅える見込みである。電気料のうち毎月変動するものは、原油価格や液化天然ガスの価格の影響を受ける「燃料費調整単価」及び卸売電力の取引価格を反映する「市場価格調整単価」の二つである。このうち、燃料費調整単価については、令和4年度に入り毎月上昇している。一方、市場価格調整単価は電力需給に応じて変動するため、制度が開始された9月の段階では、冷房の使用等による高い電力需要に伴い単価も高くなっていたが、電力需要が落ち着くに従い、現在は低下している。冬季の天候悪化や暖房需要により電力需給がひっ迫等し、再び上昇

に転じることも想定されるが、それらを考慮しても、今回の補正額で賄える見込みである。

武内委員

- 1 流域下水道事業会計について、電気料、燃料費、薬品費の金額を伺う。
- 2 流域下水道事業会計について、今回の補正額の財源は特定財源となっているが、具体的には何を充てるのか。
- 3 流域下水道事業会計について、補正額は約60億円と大きな金額であるが、当初予算からの上昇率はどのくらいか。収益的支出は維持管理の費用だと思うが、エネルギー関係の費用は何パーセントを占めるのか。
- 4 流域下水道事業会計について、補正後予算額をみると、収益的収入から収益的支出を差し引くと約68億円の赤字になるが、経営上問題はないのか。

下水道管理課長

- 1 補正後の金額では、電気料は111億4,460万2千円、燃料費は8億7,544万9千円、薬品費は24億9,765万6千円となっている。
- 2 特定財源とは、いわゆる内部留保資金である繰越利益剰余金である。累積黒字分である。
- 3 電気料は約1.87倍、燃料費は約1.53倍、薬品費は約1.23倍となっている。収益的支出のうちの電気料の割合は、全体の約20パーセントとなっているが、この数字の分母には減価償却費、資産減耗費などの実支出が伴わないものが含まれている。それらを分母から除くと、電気料の支出は約40パーセントである。委託料に占める割合は約54パーセントである。
- 4 令和3年度末現在で、約130億円の繰越利益剰余金があるが、今年度で75億円減少する見込みである。令和5年度予算までは対応可能と考えているが、更なるエネルギー価格の高騰が続けば、近い将来に剰余金が尽き、下水道事業の継続に大きな影響が出る可能性もあり、強い危機感を持っている。今後の電気料等の推移次第ではあるが、節減努力をしても難しい状況となった場合は、汚水処理の原資となる市町からの維持管理負担金の値上げも視野に入れざるを得ないものと考えている。

武内委員

ほかに電気料を削減する努力、例えば契約、設備などで考えられるものはあるか。

下水道管理課長

契約については、現在は東京電力の最終保障供給契約であるが、新料金プランへの変更により1割程度抑えられる予定である。また、設備・施設については、長期的には、更新時に節電性能の高い機器の導入に努めているが、短期的に効果を得ることは難しいので、日頃の維持管理や運転の中で節電に努めていきたい。

【付託議案に対する討論】

なし